

福祉作業所ひばり園就労移行支援運営規程

社会福祉法人 そよかぜ

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人そよかぜ(以下「法人」という。)が開設する福祉作業所ひばり園(以下「ひばり園」という。)が行う指定就労移行支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定就労移行支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定就労移行支援事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則」第六条の九に規定する者に対して、同規則第六条の八で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 福祉作業所ひばり園
- 二 所在地 東京都羽村市栄町3-3-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス管理責任者 1名以上
サービス管理責任者は、就労移行支援計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定就労移行支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- 三 職業指導員 1名以上
職業指導員は、適切な就労移行支援の提供を行う。
- 四 生活支援員 1名以上
生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。
- 五 就労支援員 1名以上
就労支援員は、職場開拓、職場実習の指導、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 休業日 土日、ただし、祝祭日及び年末年始休業等は、ひばり園カレンダーに準ずる。

(指定就労移行支援の利用定員)

第6条 利用定員は6名とする。

(指定就労移行支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定就労移行支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定就労移行支援が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

一 事業所で行われる指定就労移行支援の内容

- ①生産活動その他の活動の機会の提供(生産活動に伴う工賃支払含)
 - ②就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
 - ③職場実習の実施、受入先の確保
 - ④施設外支援・施設外就労の提供
 - ⑤公共職業安定所での求職登録等、求職活動の支援
 - ⑥適性や要望に応じた職場開拓
 - ⑦職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援の継続
 - ⑧健康管理
 - ⑨在宅でのサービス提供
- ※「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」(令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づく在宅でのサービス利用に限る。
- ⑩その他、必要なこと

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用については利用者から徴収する。

- 一 昼食代(希望者に提供する仕出弁当代)
- 二 休憩時間等のお茶及びお茶菓子代

3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、羽村市内及び近隣地域とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者が指定就労移行支援を受ける際、利用者側が留意すべき事項。

- 一 施設及び設備、備品等の使用に際しては、正規の使用方法を守り、安全と保心を心がけること
- 二 全ての利用者が安心して気持ちよく活動できるように、決められた規則やマナーを遵守すること

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者等は、指定就労移行支援を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象者)

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

知的障害者

(虐待の防止のための措置)

第13条 指定就労移行支援事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

2 虐待防止責任者は、事業所の管理者とする。

(その他運営についての重要事項)

第14条 指定就労移行支援事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

一 採用時研修 採用後2ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月 1日から施行する。

平成22年10月12日改定(第4条 職員の職種、員数及び職務容)

平成23年 4月 1日改定(第12条 事業の主たる対象者)

平成24年 4月 1日改定 (第6条 指定就労移行支援の利用定員)
平成25年 4月23日改定 (第2条 運営の方針)
平成27年 4月 1日改定 (第6条 指定就労移行支援の利用定員)
平成30年 9月25日改定 (第7条 指定就労移行支援の内容及び
利用者から受領する費用等について)
平成30年12月25日改定 (第13条 虐待の防止のための措置)
令和 2年 7月 3日改定 (第7条 事業所で行われる指定就労移行支援の
内容及び利用者から受領する費用等について)